

令和3年度第1回
宮崎市障がい者施策推進協議会会議録

開催日：令和3年10月12日（火）

開催場所：宮崎市民プラザ 4階ギャラリー（東側）



(会 議 経 過)

議事「宮崎市障がい者福祉関連施策について（令和2年度実績・令和3

年度計画）について」

※事務局より説明

〔議長〕

ただいま事務局より令和2年度の実績と令和3年度の計画について説明があったところだが、本日の皆様からの意見等については、令和4年度以降の計画に反映されていくのだと思う。

それでは、今の説明についてご意見やご質問等あればお願いします。

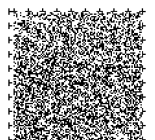
〔A委員〕

地域生活支援拠点の整備と精神障がい者地域包括ケアシステムの構築について、具体的な整備状況を聞かせてほしい。

また、地域生活支援拠点に関しては、4つの基幹相談支援センターで行っているという認識でよいか。

〔障がい福祉課生活支援係長〕

地域生活支援拠点の整備の進捗状況は、委員が言われたように4つの法人に対して地域生活支援拠点の整備に係る業務を委託している。この4



つの法人については、相談支援の拠点として業務を行っているが、相談業務以外にも、地域生活支援拠点の機能のひとつである「緊急時の対応」や、相談支援事業所に対して専門的な助言、研修会なども行っている。

地域生活支援拠点は5つの機能があるが、現時点ですべての機能を整備できているわけではなく、今後、順次、未整備の機能を4つの法人と協力して整備に向けて取り組んでいく。

〔A委員〕

以前の協議会の話では、地域生活支援拠点や精神障がい者地域生活ケアシステムのことは、まず自立支援協議会で実施するようなことだったと思うが、基幹相談支援センターが中核としてその業務を担っているのは、どういう経緯でそうなったのか。

〔障がい福祉課長〕

地域生活支援拠点については、4つの機関に委託している基幹相談支援センターと、自立支援協議会という団体と、この2つの団体関わっている。

宮崎市としては、地域生活支援拠点は、面的な整備ということで、以前のこの協議会でも報告したとおり、2年前に基幹相談支援センターの方



を、地域生活支援拠点の中核機関として位置付け、今は国富町・綾町を含む広域での整備というところまで至っている。

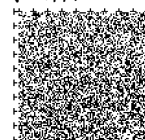
そして、そこがうまく機能しているかということや、あと2つほどの未整備の機能がどのような状況なのかということなどを評価していく機関が、自立支援協議会であり、本年度その評価をお願いする予定である。

精神障がい者の地域包括ケアシステムについては、自立支援協議会の地域移行部会を位置付けており、その部会が実動部隊になっているが、基幹相談センターには、当然ながら精神障がい者も含む相談支援事業も委託の内容に含まれているので、連携しながら取り組んでいくこととしている。

〔A 委員〕

相談支援の実態としては、対象者も増えてきているため、指定相談支援事業所の相談支援専門員が不足していると思うが、そのような中、基幹相談支援センターと指定相談事業所の連携などの関係性はどうなっているのか。また、福祉サービスを推進していくうえでの中心となる相談支援事業を円滑に行うためには、なにが必要か。

具体的には、精神障がい者のサービス利用計画を作成するが、実際にサービスの利用が継続しないというケースが多い。そのような場合、結



果的にモニタリングが評価されないというようなことがあるが、それらを加算評価できるような国の指針等がでると良いと思う。

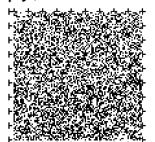
また、相談業務が円滑にいくための方策としては、平成31年の県の集団指導の中で、各障がい福祉サービス事業所から相談支援専門員への利用状況の報告をしなさいということ言われている。これを実施しようとする事業所の負担が増えるが、報告様式を簡素化し実施することで、方策としては有効だと思う。相談支援専門員は普段からずっと当事者と接しているわけではないので、事業所から利用状況の報告をすることで、相談支援専門員の負担も減るのではないか。

〔B委員〕

相談支援業務も実施しているので、いくつか発言させてもらう。

自立支援協議会と基幹相談支援センターの関係について、追加で説明すると、基幹相談支援センター内にコーディネーターは4法人で6人おり、そのコーディネーターは、自立支援協議会の7部会の事務局も担っている。そして、各部会の横断的な課題についての現状等を共有しながら自立支援協議会を運営している。

また、相談支援専門員の苦勞については、国の統計等でもでており、福祉サービスを利用したい精神障がい者や発達障がいのお子様



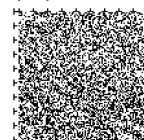
増えていることなどから、現在の相談支援専門員の方だけで対応というのは、なかなか厳しい状況である。

人数として相談支援専門員はいるが、1人あたり80～100件、中には100件以上の利用サービス計画を作成している方もいる。そのような状況の中、新規の相談が増えていくと、指定相談支援事業所での対応ができず、基幹相談支援センターが代わりに計画を作成するという状況になる。

基幹相談支援センターは地域づくり、地域生活支援拠点整備に集中しないといけない立場なので、現在は、他の指定相談支援事業へ引き継ぐなどして、基幹相談支援センターと指定相談支援事業所が連携しながら、また、自立支援協議会の相談支援支援部会などでも話し合いながら業務に取り組んでいるが、厳しい状況は続いている。

また、精神障がい者の方々の相談は時間帯を問わず、深夜や早朝にあることなどから相談支援専門員が苦勞しているという状況もある。このような事例についても、基幹相談支援センターと指定相談支援事業書が連携しながら、業務を分担して、負担のないようにやっていけたら良いと思うが、なかなかうまくいかないというような状況が続いている。そういった場合には、障がい福祉課に相談している状況である。

モニタリングに関しては、介護保険制度であれば、サービス提供事業者が義務として、相談支援事業所にFAX等の文書で、利用状況等をお知



らせしているが、障がい福祉サービスについては、報告が義務化されておらず、相談支援専門員はモニタリングに苦勞していることから、解消できると良いと思う。

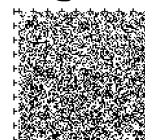
〔議長〕

相談業務の質問ということで、市として実施している事業もあり、基幹相談支援センター、自立支援協議会、指定相談支援事業所等が実際にどのように連携しているのかがわからないので、各施策の内容の説明の中で、その旨の記載は必要ではないか。

また、利用者が増えて、相談支援専門員の1人あたり80～100件ということが非常に大きな負担になっていることや、精神障がい者の相談時間についても大変だと思う。それらのことを、市では把握しているのか聞きたい。

〔障がい福祉課長〕

相談支援専門員について、不足しているという課題は従来からあるため、その人材育成のための研修会を県が実施したり、基幹相談支援センターでも、その人材育成のための様々な取り組みを実施しているところである。また、精神障がい者の方がサービスを利用することが伸びてき



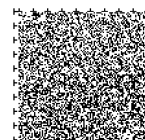
ている状況が今後も続くとする、やはり相談支援専門員の数を増やしていくという努力が必要であると思うとともに、委員が言われたように、相談支援専門員が仕事をしやすくするために事業所との連携などがスムーズにできるような仕組み作りが大事であると思った。

来年度は、計画期間が10年間の障がい者計画を策定する予定であるため、本日のご意見など、中長期的な視野も含めて、相談支援専門員の人材育成のことも盛り込んでいかななくてはならないと改めて思った。

〔C委員〕

普段、サービスを利用している立場上で疑問に思うことや、最近の新聞の報道であったことで、しっかりとサービスが現場に行き届いていないのではないかということが気になる。報道だけが盛り上がっているのではなく、現場での小さな積み重ねが今回の大きなことにつながったのかと思う。

ある事業所の話だが、しっかりとサービスの提供ができている事業所にも関わらず、1年半の利用の中で一度もモニタリングを実施したことがないという事業所がある。新聞の報道であるように、そのような事業所であっても、書類上はしっかりと提出しているので市から給付は受けているのではないかという疑念がある。



相談支援専門員については、利用者が増え、負担が増えたとは思いますが、精神障がい者のみならず、身体や様々な障がい者の方についても、家族等は24時間その支援を行っている中での相談事であり、相談支援専門員を100%の方と思い、相談しているので、市は、基幹相談支援センターや指定相談支援事業所の負担等をしっかりと把握したうえで、取り組んでいかなければならないと常日頃から思っている。

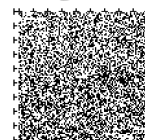
また、事業所に対しての給付方法等についても、不正受給に繋がる可能性があるということが心配。

〔議長〕

今のは、まず1つ目に相談支援専門員の研修等を実施しているということだが、人数だけではなく、質も大事だということ。2つ目に事業所への支給方法についてであったが、事務局から回答をお願いします。

〔障がい福祉課長〕

まず、給付費の過払い案件のことについては、大変ご心配をおかけしてしまって、この場を借りてお詫び申し上げたい。1点だけ補足として、過払いになった事業所については、サービス提供を全くしていないため、返してもらうものではなく、給付費の算定方法を誤っていたということ



である。

しかしながら、委員の周りの方でサービスが十分に行き届いてないことやモニタリングが行われていないという点については、市としては実地指導等の機会を捉えて、しっかりチェックしていかなければいけない。監査関係の体制については、本年度から強化をしているところだが、過払いの問題もあったので、今のご意見を含め、より良い支援のサービスに繋げていくという視点を私たちもしっかり持って取り組み、スキルの差を埋める取り組みについても、基幹相談支援センターや自立支援協議会等の関連する事業などを活かしていきながら、取り組んでいきたい。

〔議長〕

時間の関係から、ここで次の議題に入りたいと思う。協議会の最後に改めて質疑の時間をとる。



〔議長〕

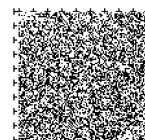
宮崎市障がい者計画（第4期）の策定について、そのスケジュール、アンケートの実施についての説明がありました。ご意見ご質問、またご希望等があればお願いします。

〔C委員〕

アンケートについて、インターネットでの回答ができるということは、現在の時代に沿ったものであり、評価するべき点だと思った。情報収集がインターネット経由でできるという環境が、行政で整っているのであれば、今後、サービス内容に関しての情報収集もネット環境で実施できれば良いと思った。

〔議長〕

アンケートをインターネット経由で実施するということが、これまでどおり、紙での配布というのも可能ということで非常にやりやすくなったのだと思う。またサービス内容についての情報収集についても取り入れてほしいという内容であったと思う。



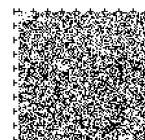
私からの質問だが、計画を策定するにあたって、実際の相談支援専門員の実務上の相談内容に実態が隠れていると思うが、そのようなデータも活用していくのか。アンケートを実施しなくても実態は、相談支援事業所等に存在していると思うので、そのようなアンケート以外のデータも活用するのか。

〔障がい福祉課員〕

昨年度障がい福祉計画を策定する際に事業所を対象として実施した実態調査のデータについても活用していきたい。それ以外にも必要があれば情報収集していきたいと考えている。

〔議長〕

障がい者理解啓発活動にも活用とあるが、障がい者が就労した企業などに対してもアンケートを実施したほうが、どのような計画を策定しようとしているのかなという理解にも繋がるので、障がいの関係者だけではなく、不動産関係者などに対してもアンケートを実施した方が、障がい理解が広がっていくと思うが、どのように考えているか。



〔障がい福祉課員〕

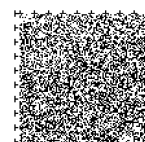
企業については、障害者差別解消法の合理的配慮というのが企業に対して3年以内に義務づけられるということで、今回の当事者向けのアンケートとは別で、企業の方へ障がい者雇用についてなどの実態調査を実施していきたい。

〔議長〕

他にも災害とかを考えると、自治会等にもアンケートを実施した方がいいのではないかと思うので、関係するようなところに幅広く実施してほしい。

〔D委員〕

会長が言われたことと重複するが、計画を策定するということは、現状をしっかりと把握できないとその後に関がらないため、例えばワーキングチームを作り、アンケートで収集したデータを基に行政として考える課題等について、様々な団体の意見等を取り入れることなどが良いのではないかと思う。



〔議長〕

アイデアなどでも良いので、他にご意見等があればどうぞ。

〔B委員〕

基幹相談支援センターの4法人は、毎月1回障がい福祉課と会議を実施しており、その中で、前月の実績を報告している。また、半期ごとの実績も報告しているため、その報告内容のデータも活用してもらえれば良いのではないかと。

〔A委員〕

本当に基幹相談支援センターは実態を把握できているのか。

〔B委員〕

おっしゃるとおり、全部が把握できているとは言いがたい。そこで色々な意見交換ができるのは自立支援協議会の相談支援部会だと思っている。

〔議長〕

本計画は、資料3の裏面のスケジュール表で確認すると、事務局と当協議会しか記載されていないが、実際には他の組織とも協議を行いなが



ら策定していくものだと思うが、例えばどのような組織があるか教えてほしい。

〔障がい福祉課員〕

今回の資料は当協議会と事務局を抜粋しているが、実際には自立支援協議会のほか、前計画の策定時同様に、ワーキングチームを立ち上げることも考えてはいるので、全体のスケジュールについて、次回の協議会で示していきたい。

〔議長〕

委員からご意見があったように、基幹相談支援センターとも相談してもらえると良いかと思う。

〔C委員〕

例えば他の市町村等の状況と比較するなどして、検討していければまた良いかと思う。

〔議長〕

たしかに他の市町村の状況は知りたい。九州で宮崎市がどのくらい福



祉に関して手厚いのかというようなところを参考にしていきたい。



協議会全体を通しての意見や質問について

〔議長〕

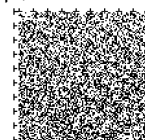
ここで、1つ目の議事を含め、全体的にご意見やご質問等があればどうぞ。

〔D委員〕

障がい者福祉関連施策について。資料2の3ページの14番、重度障がい者住宅改修助成事業は、1年以上の居住実績がないと助成してもらえないという縛りがあったが、昨年度の協議会時に、実際に施設に入所している利用者が地域に帰る場合、借家では生活できる環境にないので、当事業を活用するには、より実態に即した対応が必要ではないかというような提案をさせてもらった。

その後、1週間も経たないうちに障がい福祉課から連絡があり、借家については、その縛りを除外するという内容に要綱を改正しますという話があって、非常に迅速に対応いただいたことは、職員一同対象者の対応を考えるうえで、色々と助かったこともあり、感謝している。

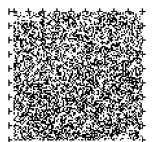
また、基幹相談支援センターについて、この前内海が被災した時に、内海に居住されている利用者から宮崎市内の障がい者通所施設を利用したいという相談があった。しかし、道路が封鎖している関係で通所に1



時間 40 分ほどかかるので、非常に難しいという話をしていたところ、関係機関と色々と連携をさせてもらったところ、宮崎リハビリテーションセンターでショートステイを利用し、そこから障がい者通所施設に週に 2 回通所するというのであれば可能ということになった。このようなプランを障がい福祉課にも相談し、実際にサービスに繋ぐことができたということは、本当に正確なニーズの把握は重要だと感じた。そして、連携した関係機関と情報共有をしたことが、支援に繋がったのだと実感した。今回のケースのようにすべてがこのような形でうまく支援に繋がれば良いと思うが、色々な課題もある中、ひとつこのような事例があったことは、市の方にも色々と指導をいただいたようなので、感謝をしたいと思います。

〔議長〕

今言われた中で大事なことは、ニーズをしっかりと把握することだろうと思う。それがわかれば障がい福祉課も対応はしていただけるので、今回のこのアンケートでニーズを把握することがしっかりできれば、当協議会委員の皆様の要求にお応えできると思う。あと、障がい福祉課だけではなく、色々な課との連携や地域との連携も必要になってくることもあるかと思うので、その点をよろしくお願いしたい。



〔B委員〕

サービスの質の向上という話があったので、基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員がどのような研修を受けているのか説明したいと思う。

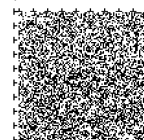
まず、毎月、基幹相談支援センターがサービス提供事業者も含め指定相談支援事業所に対して研修会の案内をしている。成年後見制度や育児放棄などの児童虐待、発達障がいなど多岐に渡る内容の研修を年に6回実施している。また、それとは別に年に6回事例検討会ということで、お互いを高めあうための研修を実施している。今後も引き続き、継続し実施していくことで、質の向上を図っていきたい。

〔議長〕

個人的な意見だが、相談支援専門員の方々の質というよりも、仕組みだと思う。一生懸命やられる方がほとんどだと思うので、利用者が多いため負担になっていると思うので、そのことを考えていかないといけないと思う。

〔A委員〕

本協議会の意見はどのような効力があるのか。協議会の位置づけにつ



いて、要綱等で定めていなければ定めるべきではないか。

〔障がい福祉課長〕

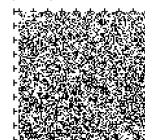
宮崎市には要綱で定めている任意の協議会など色々あるが、本協議会は、法に基づく協議会で、条例も制定しており、障がい福祉分野においては、自立支援協議会と並んでしっかりと位置付けられた協議会である。

私たちが重要なことを聞きたい場合などに、会長に諮問して協議会を開いてもらうというようなプロセスも十分、考えられるが、最近はそのようなところまでの手続きを踏んでの協議会は開催されておらず、意見をお聞きして、それを施策等に反映するというような内容になっている。

私たちとしては、年に2回の非常に重要な機会を効率的に皆さんの広い意見を吸い上げるための協議会として、活用して参りたいと思っているので、今後ともご理解のもとご協力いただきたい。また、いただいた意見については、しっかりと施策等への反映に努めなければならないと思っている。

〔C委員〕

私も協議会の位置づけについては気になっているところであった。前年度会議録の署名に指名されたが、事務局の会議録の作成が遅かったた



め、その署名がないまま、協議会で議論した「第6期宮崎市障がい福祉計画」の内容がパブリックコメントで公表されたという経緯があった。そのような書類のやりとりができないまま進むのが行政のやり方なのかという疑問を抱いた。そのようなシステムどおりにできていない小さな積み重ねが大きな問題になってしまったのかなと思う。

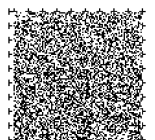
〔障がい福祉課長〕

この協議会を運営していく事務局としての流れに昨年、一部不備があったことはお詫び申し上げます。また、積み重ねが重要というところもしっかり受けとめて、そのような積み重ねが土台を作り、障がい福祉が回っていくということを念頭において、事務を執行していきたいと思う。

〔議長〕

本協議会は、意見をしっかり聞いて次の計画に生かすという流れのものであり、前回不手際があったということで申し訳ないということであるが、今回からはしっかりやっていただきたい。

少し時間を過ぎたので、次の会議もあることから、以上で終了したいと思うが良いか。



〔一同〕

はい。

〔議長〕

それでは、以上をもって、議事を終了する。

先ほど意見があったように各委員からあったご意見を、次の計画等に活かしていただきたい。

委員の皆様、会の進行にご協力いただきありがとうございました。

